

青 森 県 知 事

宮 下 宗一郎 殿

陳 情 書

令和 6 年 9 月 1 1 日

青森県特別支援学校 P T A 連合会

会 長 岡 田 浩 介

1 陳情の要旨

青森県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が、就学中や卒業後も地域で十分な生活支援及び就労支援が受けられるよう、ご高配くださるようお願い申し上げます。

2 陳情の理由

本県の特別支援学校においては、ご当局の深いご理解と並々ならぬご尽力を賜り、充実した教育の推進が図られております。このことに対し深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、去る6月14日に開催いたしました令和6年度青森県特別支援学校PTA連合会総会並びに連絡協議会では、

「障がい児(者)の社会参加と自立を推進しよう」

「高等部卒業後の就労促進と支援体制を確立しよう」

「障がい児(者)と共生できる地域社会づくりを推進しよう」

のテーマの基、活発な協議が行われました。

協議の結果、今年度の課題として

(1) 福祉施設の建設促進と地域福祉サービス事業の充実

(2) 公的機関、一般企業への就労促進

(3) 障がい児(者)が安心して暮らせる環境づくりの推進

を決議いたしました。

このたび、特別支援学校の抱える3つの課題の実現に向けて、ご当局のご支援をお願いいたしたく、ここに総会並びに役員会での決議に基づき、青森県特別支援学校PTA連合会の総意として陳情申し上げます。

【別添資料】

陳情項目について

（１）福祉施設の建設促進と地域福祉サービス事業の充実

令和６年３月「青森県障がい福祉サービス実施計画（第７期計画）」が新たに策定され、前計画に引き続き、市町村をはじめ関係機関と連携した施策の推進がなされ、障がい福祉サービスの確保及び充実に努められていることに感謝申し上げます。

さて、第７期計画の基本理念として「住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす」として第４次青森県障がい者計画の施策の柱のひとつである「生活支援の充実」を掲げています。そして、障がいのある人たちがより一層安心して生活できる環境づくりが求められております。特に福祉施設と地域福祉サービスに関して、県内特別支援学校から以下のような要望が出されております。

【視覚障がい】

- ・視覚障がいのあるこどもたちの福祉サービス受け入れの拡充と情報の公開

【聴覚障がい】

- ・聴覚障がいのあるこどもたちの福祉サービス受け入れの拡充

【知的障がい】

- ・緊急時のショートステイ受け入れの拡充
- ・日中一時支援、短期・長期入所、移送サービス、放課後等デイサービス等の拡充
- ・強度行動障がい等、個別の対応が必要である児童生徒を受け入れる施設の更なる拡充や充実

- ・高等部生徒へのスクールバスの適用
- ・就労先への通勤がしやすい場所へのグループホームの建設（公共交通機関が利用しやすい場所への建設）
- ・施設入所支援の定員枠の増
- ・就労継続支援A型・B型事業所、生活介護施設の増設
- ・日中一時支援、短期・長期入所、移送サービス、放課後等デイサービス等の拡充
- ・障がい保健福祉圏域内における事業所開設場所の偏りの解消

【病弱】

- ・重度心身障がい・医療的ケアにも対応できる生活介護や療養介護施設、福祉サービスの拡充（緊急時の受け入れ体制の整備）
- ・看護師常駐の日中一時支援施設及び短期入所等の福祉施設の増設
- ・精神疾患や発達障がい、重度・重複障がいに対応した通所施設・事業所の増設
- ・施設入所支援、移送サービス、放課後等デイサービス、日中一時支援等の充実

【肢体不自由】

- ・重症心身障がい児者の受入や医療的ケアに対応する施設入所支援、生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援等の増設、福祉サービスの向上
- ・緊急時のショートステイ受け入れの拡充
- ・医療型短期入所施設の受け入れ数の増加
- ・入浴や食事介助ができる施設の増加
- ・施設の利用時間の拡大・延長
- ・常勤看護師を配置する生活介護事業所の施設増

- ・医療的ケア児に対応するB型事業所への看護師配置
 - ・施設のバリアフリー対応
 - ・移送サービスの拡充、医療的ケア対応の移送サービスの拡充
 - ・内科・小児科医師の常時配置、理学療法士の増員、歯科診療所の開院日の拡大
 - ・様々な食形態への対応を必要とする障がい児（者）のための福祉施設の増設
- 【全体を通して】
- ・在校時、卒業後の福祉サービスの利用について、一週間継続して同一事業所の利用が可能となるよう定員増及び施設の増設

県の懸命なご尽力に支えられ、状況は少しずつ改善に向かっております。今後とも、障がい児（者）のニーズや各学校の立地条件、地域の実情等を十分踏まえ、サービス事業の内容に格差が生じないよう、より一層の各市町村や関係機関、事業者への働き掛けにご配慮いただくとともに、行政、福祉の関係機関が連携して支援体制を整備し、一層の療育支援の充実と受け入れの拡大をお図りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

（２）公的機関、一般企業への就労促進

令和元年６月７日に「障がい者雇用促進法」が改正され、同年６月１４日、同年９月６日、令和２年４月１日に段階的に施行され、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する雇入れ及び継続雇用の支援や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況の的確な把握に関する措置を講ずるなど、障がい者の雇用環境が大きく改善されてきております。

県内の民間企業における障がい者のうち短時間労働者数は、令和元年は８０２

人、令和2年は783人、令和3年は930人（青森労働局発表 令和3年6月1日現在）と高い数値で推移しており、これもひとえに短時間雇用の導入の効果によるものと、県のご尽力に感謝申し上げます。

一方、県内の民間企業における障がい者の実雇用率は、令和元年は2.29%、令和2年は2.30%、令和3年は2.36%、令和4年は2.41%、令和5年は2.55%（青森労働局発表 令和5年6月1日現在）となり、令和3年3月から引き上げられた法定雇用率（民間企業）を達成しており、過去最高の更新となっています。令和5年1月、その法定雇用率も令和8年度の2.7%へと段階的に引き上げる改定案が厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会において了承され、引き続き障がい者への就業支援体制の充実等、県内事業所等における障がい者の雇用支援に、より一層取り組んでいただけるものと期待しております。

公的機関、一般企業への就労促進に関して、県内特別支援学校から以下のような要望が出されておりますので、ご紹介させていただきます。

- ・聴覚障がいの高等部卒業生は、現在、県内就労先が少なく、県外就労を考慮するを得ない状態にあり、聴覚障がいの雇用に向けた理解啓発と雇用促進。
- ・身体障がい者、特に車椅子使用者の雇用と雇用先の環境整備への助成。
- ・農福連携の促進と雇用した際の移動手段の確保の検討。

今後とも障がい者に対して、産業界全体をとおして広く門戸を開き、障がい者のニーズを踏まえた県内における短時間労働者の雇用促進を含め、個々の状況に応じて就労できるよう県をはじめ各市町村など公的機関や関連する事業所等に働き掛けていただくとともに、一般企業への意識啓発と雇用促進を引き続き行ってくださいますよう、よろしくお願いいたします。

（3）障がい児（者）が安心して暮らせる環境づくりの推進

県が、障がいのある人もない人も住み慣れた地域の中で安心かつ安全に生活できるような社会環境づくりのために、公共的施設の具体的な整備基準を規定した「青森県福祉のまちづくり条例」により、ユニバーサル・デザインによる社会環境が整備されていることにつきまして、心から感謝申し上げます。

さて、公共的施設において、車いす対応トイレ及びおむつ交換台のついたトイレ等の設置や点字ブロックの設置等が着実に進んでいる状況は、整備基準の考え方等が浸透している結果であり、その進行状況が県民に分かるよう「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」を作成したり、県ホームページ上や広報紙で公表したりするなど、様々な機会を捉えてPRしていただいていることも共生社会の実現に向けた取組であると感謝申し上げます。引き続き理解啓発活動を進めていただくとともに、各市町村への働き掛けも併せてお願い申し上げます。

また、大人用おむつ交換台つきトイレについて、「青森県バリアフリーマップ」に設置施設の情報を掲載するなどの取組につきまして、心から感謝申し上げます。

障がい児（者）が安心して暮らせる環境づくりの推進に関して、県内特別支援学校から以下のような要望が出されておりますので、ご紹介させていただきます。

- ・ 県立盲学校・青森聾学校の施設併設に向け、青森聾学校の周辺道路の視覚障がい児者にも優しい環境への整備をお願いいたします。
- ・ 車いす専用駐車場について、まずは県の施設から、国土交通省が定める車いす使用者用駐車施設の設置基準に則った駐車スペースの空間確保についての理解啓発をお願いいたします。また、市町村や民間事業所への働き掛けもお願いいたします。

- ・今年度も県立特別支援学校で調査した県内の公共的施設における車いす対応トイレ及び大人用おむつ交換台のついたトイレ等の設置希望状況をまとめました。今後とも、障がい児（者）のニーズを把握していただいた上で、公共的施設での大人用のおむつ交換が可能なベッドが設置できるトイレの拡充や多目的室の整備についての働き掛けをお願いいたします。
- ・点字ブロックの設置の拡大、劣化や冬季間の除雪等で破損したものの修繕等維持管理にも積極的に取り組んでくださいますよう、よろしくお願いいたします。
- ・市町村による福祉サービスの格差の是正をお願いいたします。
- ・他県で導入が進んでいる「おもいやり駐車場」制度の導入をお願いいたします。併せて、利用証・利用区画へ視覚障がいのイラストを入れることの検討をお願いいたします。
- ・愛護手帳所持によるカーシート購入に対する補助をお願いいたします。

さらに、地震をはじめとする自然災害など有事の際の障がい児（者）に対応できる福祉避難所の確保については、県内すべての市町村で確保されており、心より感謝申し上げます。今後とも、原子力災害を含む有事の際の障がい児（者）への対応を考慮し、福祉避難所の整備と拡充をするなど、関係する市町村に働き掛けていただきますよう、よろしくお願いいたします。